



鳥取県公報

平成 27 年 11 月 25 日(水)
号外第 1 1 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（57）（林政企画課）・・・3

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

山村振興法及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部が改正され、林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の特例が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の場合の貸付金の償還期間は12年以内、据置期間は5年以内とする。

ア 山村振興計画に記載されている森林資源活用型地域活性化事業を実施するために借り入れる場合

イ 特定増殖事業の認定を受けてその事業を実施するために借り入れる場合

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第57号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。<u>ただし、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが平成28年3月31日までに借り入れる貸付金（次項において「被災者貸付金」という。）の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。</u></p> <p><u>(1) その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者</u></p> <p><u>(2) その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。<u>ただし、被災者貸付金の償還期間及び据置期間については、それぞれ3年を加えた期間とする。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 <u>第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。</u></p>	<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間（3年以内の据置期間を含む。）は、10年以内とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 <u>前2項の規定にかかわらず、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが平成28年3月31日までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、前2項に規定</u></p>

<p>(1) <u>山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第6項第1号に規定する森林資源活用型地域活性化事業（同条第1項及び第7項の同意を得た同条第1項に規定する山村振興計画に記載されているものに限る。）を実施する者が当該森林資源活用型地域活性化事業を実施するのに必要な資金を借り入れる場合 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）</u></p> <p>(2) <u>森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第10条第1項に規定する認定特定増殖事業者が同条第2項に規定する認定特定増殖事業計画に従って同法第2条第3項に規定する特定増殖事業を実施するのに必要な資金を借り入れる場合 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）</u></p>	<p>する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</p> <p>(1) <u>その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者</u></p> <p>(2) <u>その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者</u></p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。